

(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業

入札説明書

令和 4 年 10 月

富山市

目 次

1. 入札説明書等の位置付け	1
2. 事業の目的及び内容	2
2-1 本事業の目的	2
(1) 基本方針	2
(2) 施設整備コンセプト	3
2-2 事業名称	3
2-3 事業の対象となる公共施設等	3
2-4 公共施設等の管理者の名称	4
2-5 本事業の概要	4
(1) 事業方式	4
(2) 本事業の対象範囲	4
(3) 事業期間	5
(4) 事業スケジュール（予定）	5
(5) 事業期間終了時の措置	6
(6) 事業者の収入	6
2-6 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	6
(1) モニタリングの実施	6
(2) モニタリングの時期	7
(3) モニタリングの方法	7
(4) モニタリングの結果	7
2-7 遵守すべき法制度等	7
3. 入札参加者に関する条件等	8
3-1 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(1) 入札参加者の構成企業及び協力企業	8
(2) 入札参加者の構成等	8
(3) 業務実施する者の参加資格要件	9
(4) 入札参加者（構成企業及び協力企業）の制限	10
(5) 入札参加資格要件の確認基準日	11
(6) SPC の設立等	11
(7) 入札参加者の変更	12

4. 事業者募集等のスケジュール	13
4-1 募集及び選定スケジュール	13
5. 入札手続等.....	13
5-1 担当窓口.....	13
5-2 入札に関する手続き	13
(1) 入札公告及び入札説明書等の公表	13
(2) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会	14
(3) 資料の閲覧	14
(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答	14
(5) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付	15
(6) 提案審査に係る書類の受付	15
(7) 入札の手順	16
5-3 入札に関する留意事項.....	16
(1) 入札説明書等の承諾	16
(2) 入札に伴う費用負担	16
(3) 入札保証金	17
(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等	17
(5) 提案書類の取扱い	17
(6) 本市が提示する資料の取扱い	17
(7) 入札の無効	17
5-4 入札予定価格	18
(1) 入札予定価格の算定方法	18
(2) 入札価格の上限価格	18
6. 事業者の選定に関する事項.....	19
6-1 事業者選定委員会	19
6-2 事業者選定の手順及び方法	19
(1) 入札参加資格審査	19
(2) 提案審査（プレゼンテーション等の実施）	19
(3) 審査事項	19
(4) 審査結果	20
(5) 落札者を決定しない場合	20
7. 提案に関する条件	21
7-1 本施設の立地に関する事項	21

7-2 本施設の構成要素	24
7-3 整備にあたって配慮すべき事項	24
(1) 工事方法	24
(2) 工事時間の制限等に関する条件.....	25
7-4 資金計画・事業収支計画に関する条件	25
7-5 本市の費用負担.....	25
7-6 本市と事業者の責任分担	25
(1) 責任分担に関する基本的な考え方	25
(2) 予想されるリスクと責任分担	25
8. 事業契約に関する事項.....	26
8-1 基本協定の締結.....	26
8-2 事業契約の締結.....	26
8-3 契約保証金	26
8-4 保険	26
8-5 事業者の事業契約上の地位	26
9. その他.....	27
9-1 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	27
9-2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	27
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	27
(2) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置 ...	27
(3) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	27
(4) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	27
9-3 金融機関と本市の協議（直接協定）	28
9-4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
(1) 法制上の措置	28
(2) 税制上の措置	28
(3) 財政上及び金融上の支援.....	28
9-5 情報公開及び情報提供	28
9-6 議会の議決	28

別紙1 リスク分担表

様式1 閲覧資料貸出申込書兼誓約書

様式2 入札説明書等に関する質問及び意見書

様式3 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

1. 入札説明書等の位置付け

この入札説明書は、富山市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、富山市契約規則（平成 17 年規則第 37 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

入札説明書に併せて公表する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

要求水準書 (添付資料含む)	本市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの。
落札者決定基準	入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの。
様式集及び作成要領	提案書の作成に使用する様式及び当該様式の作成要領を示すもの。
基本協定書（案）	事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの。
事業契約書（案）	本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの。（仮契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

2. 事業の目的及び内容

2-1 本事業の目的

本市においては、児童生徒数の減少による学校の小規模化や情報化の加速的な進展など、教育を取り巻く環境が変化しており、このような背景のもと新学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の実現など、新しい時代の学校教育の取組を始めているところである。

こうした中、これから社会を生きる子どもたちには、多くの友達や教職員との交流を通じて、互いに切磋琢磨するとともに多様な意見や考えに触れ、その中で主体性や探求する力を高めていくことがこれまで以上に求められており、本市でも、子どもたちの「生きる力」を培う学校教育を推進するとともに、様々な状況下においてもすべての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校教育を実現する観点から、持続可能な学校のあり方に関する具体的な検討を進めることとしている。

また、本市が2019（令和元）年7月から行った児童生徒数の将来推計や規模のメリット・デメリット等を踏まえた「小・中学校のあり方」に関する説明会を契機として、水橋地区では、地元自治振興会及びPTAが情報技術の進化、グローバル化などに対応した新たな教育環境の創出のため、いち早く学校規模の適正化・学校再編に前向きに検討を始められたところである。

最終的には、水橋地区内の5つの小学校と2つの中学校を統合し、9年間を見通した多様な学びやカリキュラム展開による様々な教育効果が期待できる、本市初の義務教育学校について、令和8年4月の開校を目指し整備することを決定したものである。

義務教育学校には、一人の校長の下に教職員が一つの組織となり、小学校1年生から中学校3年生までが在籍し、9年間の一貫した教育を実施することとなるため、5、6年生などを対象とした教科担任制の充実や柔軟なカリキュラムを編成することができるなどの様々な特色ある教育を推進することができるものである。

このため、義務教育学校の整備にあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）を適用することにより、ハードとソフト両面から教育環境の充実を図るとともに、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

なお、事業者には、これまでの基本方針及び施設整備コンセプトなどを示した「水橋地区統合校整備に係る基本計画」（令和3年12月）を踏まえた事業の提案を特に期待するものである。

(1) 基本方針

- ① 今後の富山市のモデルとなる学校づくりの推進
 - ・子どもたちの学びの質の向上に資する教育環境の整備
 - ・義務教育学校の利点を生かした教育環境の充実
 - ・少子高齢化・DX技術の進展等社会環境の変化

- ② 住民・行政・民間が一体となった学校づくりの推進
- ・住民意見の反映による地域で子どもたちを育む機運の醸成
 - ・地域の特色の反映
 - ・地域の伝統の尊重・継承
 - ・地域の担い手の醸成

(2) 施設整備コンセプト

- ① 子どもたちの学びが充実した学校
 - ・義務教育学校として9年間を見通した多様な学び・カリキュラム展開を図れる環境
 - ・児童生徒数の増加による新たな学び・体験機会の充実
- ② 子どもたちが快適な学校生活を送るための校舎整備
 - ・学年の枠を超えた多様な交流が可能な空間の充実
 - ・スポーツ、健康、食育、環境など多様な教育活動の支援
- ③ 安全・安心な学校
 - ・地震と洪水から児童生徒・地域の人々を守る
 - ・安心して学校生活・放課後も過ごせる防犯対策
 - ・安全な通学路・交通手段の確保
- ④ 地域の特色を生かし活性化に貢献する学校
 - ・地域の産業、文化、スポーツなど歴史文化の継承
 - ・地域の資源を活かした教育活動の確保
 - ・各学校の特色のある活動の継承
- ⑤ 環境にやさしく経済性に優れる学校
 - ・維持管理費用の縮減
 - ・ゼロカーボンシティを目指す施設

2-2 事業名称

(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業

2-3 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする。

- ・ (仮称) 水橋地区義務教育学校（以下、「本施設」という。）
- ・ 旧富山県立水橋高等学校（以下、「既存施設」という。）
- ・ 富山市立水橋中部小学校
- ・ 富山市立水橋西部小学校
- ・ 富山市立水橋東部小学校

- ・ 富山市立三成小学校
 - ・ 旧富山市立上条小学校
 - ・ 富山市立水橋中学校
 - ・ 富山市立三成中学校
- (以下、富山市立水橋中部小学校から富山市立三成中学校までを総称して「統合元学校」という。)

2-4 公共施設等の管理者の名称

富山市長 藤井 裕久

2-5 本事業の概要

(1) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する事業契約に従い、事業者が、既存施設を解体の上、本施設を整備し、本市に引き渡した後、維持管理業務を行う方式 (BTO: Build Transfer Operate) により実施する。

(2) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書にて提示する。

1) 統括管理業務

- ① 統括マネジメント業務
- ② 総務・経理業務
- ③ 事業評価業務

2) 設計業務

- ① 調査業務（現況測量、アスベスト調査、PCB 調査、電波障害調査業務及び必要に応じて地質調査業務）
- ② 基本設計・実施設計業務
- ③ 解体撤去・杭撤去設計業務
- ④ 本事業に伴う許認可等の各種申請及び届出等の業務
- ⑤ 近隣対応業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 工事監理業務

- ① 工事監理業務

- ② 工事監理状況の報告
- ③ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

4) 建設業務

- ① 建設業務
- ② 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- ③ 電波障害対策業務（必要に応じて実施）
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

5) 既存施設解体撤去・杭撤去業務

- ① 既存施設解体撤去・杭撤去業務
- ② 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- ③ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

6) 什器備品調達・引越業務

- ① 新規什器・備品等調達・設置業務
- ② 既存什器・備品等の統合元学校からの引越業務
- ③ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

7) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備等保守管理業務
- ③ 外構等維持管理業務
- ④ 環境衛生・清掃業務
- ⑤ 警備保安業務
- ⑥ 修繕業務
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 23 年 3 月 31 日までとする。

(4) 事業スケジュール（予定）

本事業におけるスケジュールは次のとおり予定している。

事業期間		期間に該当する業務内容
事業契約締結	令和5年6月下旬	—
事業期間	事業契約締結日～令和23年3月31日	全業務
設計・建設等期間	事業契約締結日～令和8年1月31日（本施設引渡し日）	統括管理業務、設計業務、工事監理業務、建設業務 既存施設解体撤去業務 什器備品調達・引越業務
開校準備期間	令和8年2月1日～令和8年3月31日	統括管理業務、什器備品調達・引越業務、維持管理業務
開校日	令和8年4月1日	—
維持管理期間	令和8年2月1日～令和23年3月31日	統括管理業務、維持管理業務

(5) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力をを行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書（案）において示す。）。

(6) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書（案）に定めるサービスの対価を「サービス購入費」として、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間に一時又は定期的に支払う。サービス購入費は、前述した事業者が行う業務（統括管理業務、設計業務、工事監理業務、建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務、什器備品調達・引越業務及び維持管理業務）に係る対価からなる。なお、サービス購入費の支払い方法等の詳細の内容は、事業契約書（案）において示す。

2-6 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市がモニタリングを行う。モニタリングの詳細は、事業契約約款（案）に示す。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、解体撤去・杭撤去完了時及び維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映することとし、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

2-7 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当り必要とされる関係法令等を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

3. 入札参加者に関する条件等

3-1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成企業及び協力企業

入札参加者は、構成企業及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成企業及び協力企業の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。なお、構成企業及び協力企業の定義は次のとおりである。

- ・ 「構成企業」とは、本事業を遂行するための特別目的会社（以下、「SPC」という。）に対して出資する者で、SPC が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。
- ・ 「協力企業」とは、SPC に対して出資を行わない者で、SPC が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。

(2) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、本事業について次の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として含まれるグループとする。
 - ・ 本事業の統括管理業務を行う企業（以下、「統括管理企業」という。）
 - ・ 本施設及び既存施設の設計業務を行う企業（以下、「設計企業」という。）
 - ・ 本施設の建設業務及び既存施設解体撤去・杭撤去業務の工事監理を行う企業（以下、「工事監理企業」という。）
 - ・ 本施設の建設業務を行う企業（以下、「建設企業」という。）
 - ・ 既存施設解体撤去・杭撤去業務を行う企業（以下、「解体企業」という。）
 - ・ 什器備品調達・引越業務を行う企業（以下、「什器備品調達・引越企業」という。）
 - ・ 本施設の維持管理業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）
- ② 複数業務の参加資格要件を満たすものは、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設企業、解体企業及びこれらと資本面若しくは人事面において関連があるものは、工事監理企業を兼務することはできない。
 - ・ 「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員が他の者において代表権を有する役員を兼ねている者をいう。（以下入札説明書において同じ）
- ③ 入札参加者は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業が入札手続きを行うこと。
- ④ 代表企業の出資比率は、出資者の中で最大とする。代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

- ⑤ 本市は、富山市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(3) 業務実施する者の参加資格要件

代表企業及び構成企業は本市の入札参加資格業者名簿に登載された者でなければならない。なお、協力企業は必ずしも本市の入札参加資格業者名簿に登載された者である必要はない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計業務、工事監理業務及び建設業務の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。

1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m²以上の官公庁が発注した小学校、中学校（小学校及び中学校の併設校を含む）または義務教育学校いずれかの新築または改築の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

2) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m²以上の官公庁が発注した小学校、中学校（小学校及び中学校の併設校を含む）または義務教育学校いずれかの新築または改築の工事監理実績を有していること。

3) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。また、主たる営業所の所在地が富山市内にある企業を少な

くとも 1 社含めること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の官公庁が発注した小学校、中学校（小学校及び中学校の併設校を含む）または義務教育学校いずれかの新築または改築の建築一式工事（新築または改築）を元請（共同企業体にあっては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

（4）入札参加者（構成企業及び協力企業）の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者（構成企業及び協力企業）となることはできない。

- ① PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ③ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ④ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下、「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者。

- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社三菱総合研究所
 - ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
 - ・ 株式会社俊設計
- ⑫ 6-1 に記載の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、事業者選定委員会の委員公表日以降に、本事業に関して、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 本市税及び国税を滞納している者
- ⑭ 入札参加者（構成企業及び協力企業）のいずれかで、他のグループの構成企業又は協力企業として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他のグループの構成企業又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑮ 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(5) 入札参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格要件を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を富山市内に設立すること。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(7) 入札参加者の変更

参加表明書提出以降、代表企業の変更は認めない。構成企業及び協力企業の変更も、原則認めないが、やむを得ない事情が生じた場合には、本市と協議を行うこととし、協議の結果、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

4. 事業者募集等のスケジュール

4-1 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和 4 年 9 月 16 日	特定事業の選定・公表
令和 4 年 10 月 7 日	入札の公告、入札説明書等の公表
令和 4 年 10 月 14 日	入札説明書等に関する説明会の開催
令和 4 年 10 月 25 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
令和 4 年 11 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
令和 4 年 11 月 25 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
令和 4 年 12 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
令和 4 年 12 月 23 日	参加表明書、資格審査書類の受付締切
令和 5 年 1 月 27 日	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和 5 年 3 月下旬	落札者の決定及び公表
令和 5 年 4 月中旬	基本協定の締結
令和 5 年 5 月中旬	事業契約（仮契約）締結
令和 5 年 6 月下旬	市議会の議決

5. 入札手続等

5-1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。また、各種手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

■富山市教育委員会事務局 学校再編推進課

住 所：〒930-8510 富山県富山市新桜町6番15号 Toyama Sakura ビル8階

電 話：076-443-2241

FAX：076-443-2194

E-mail : gakkousaihen@city.toyama.lg.jp

なお、入札説明書等の内容について、電話・Eメールでの直接回答は行わない。

5-2 入札に関する手続き

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、特定事業の選定を踏まえ、令和 4 年 10 月 7 日に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表している。

（本市ホームページアドレス <http://www.city.toyama.toyama.jp/index.html>）

(2) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

本市は、本事業への参加を予定している者に対し、入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を以下のとおり実施する。なお、参加希望者は、「様式 3 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会参加申込書」に必要事項を記載の上、令和 4 年 10 月 13 日（木）正午までに担当窓口へ E メールにより提出すること。

日時：令和 4 年 10 月 14 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
(午後 1 時から受付開始)

会場：旧富山県立水橋高等学校

※ なお、現地見学希望については、上記のほか、入札及び提案に係る書類の受付締切日の前日まで随時受け付ける。見学を希望する者は、事前に担当窓口に連絡すること（各施設への直接の訪問や問い合わせは行わないこと。）。ただし、見学日の希望に添えない場合がある。

(3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に 5-1 に記載の担当窓口に連絡すること。

- ① 閲覧期間：令和 5 年 1 月 27 日（入札及び提案に係る書類の受付締切日）まで
- ② 閲覧場所：5-1 に記載の問合せ先
- ③ 資料の貸出：DVD 等にて貸出す。希望者は、「様式 1 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。（2 回実施予定）

- ① 受付期間：第 1 回 入札説明書等公表の日から 10 月 25 日午後 5 時まで
第 2 回 第 1 回質問への回答公表の日から 11 月 25 日午後 5 時まで
- ② 受付方法：「様式 2 入札説明書等に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、5-1 に記載の担当窓口に、E メールにより提出すること。
- ③ 回答：第 1 回 令和 4 年 11 月 16 日までに市ホームページにおいて公表する
第 2 回 令和 4 年 12 月 14 日までに市ホームページにおいて公表する

※質問回答及び意見は、原則すべて公表する。ただし、個別対話を実施しないので、質問者等のノウハウに係る質問等については、例外的に公表しない場合もある（詳細は、様式 2 入札説明書等に関する質問及び意見書を参照すること）。なお、意見に対する回答は行わない。

(5) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を以下の期間に提出すること。

【参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付】

- ・ 受付期間：令和 4 年 12 月 19 日～令和 4 年 12 月 23 日
(午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)
- ・ 提出場所：担当窓口
- ・ 提出方法：持参又は郵送すること。
(郵送の場合は、受付期間中に必着とすること。)
- ・ 提出書類：様式集及び作成要領を参照すること。
(提出された書類は返却しない。また、書類の変更、差替え若しくは再提出は、原則として認めない。)
- ・ 提出部数：正本 1 部、副本（コピー）1 部の合計 2 部を提出すること。
- ・ 結果通知：令和 5 年 1 月 13 日を予定している。

(6) 提案審査に係る書類の受付

入札参加者は、提案審査に関する書類を以下の受付期間に提出すること。受付期間に提出しなかった場合は、失格とする。

【提案審査に関する書類の受付】

- ・ 受付期間：令和 5 年 1 月 23 日～令和 5 年 1 月 27 日
(午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)
- ・ 提出場所：担当窓口
- ・ 提出方法：持参又は郵送すること。
(郵送の場合は、受付期間中に必着とすること。)
- ・ 提出書類：「提案審査 作成要領」を参照すること。
(入札書類は返却しない。また、提案書類の変更、差替え若しくは再提出は、原則として認めない。)
- ・ 提出部数：「提案審査 作成要領」を参照すること。
- ・ 注意事項：参加表明書及び入札参加資格審査書類を提出した後に、参加しないこととした場合は、担当窓口へ持参又は郵送により、入札辞退届（様式集及び作成要領「その他」様式 3）を、令和 5 年 1 月 20 日午後 5 時までに提出すること。
以降の辞退は認めないものとする。

(7) 入札の手順

- ① 提出された参加表明書及び入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①及び②の確認に基づき、入札参加資格の審査結果を書面により令和5年1月13日頃までに通知する。
- ④ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類及び提案書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ⑤ 入札書類及び提案書類が全て揃っている入札参加者について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑥ 審査された入札参加者の入札書（提案審査様式集I様式④）を開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。
 - ・開札日時：令和5年3月中旬（予定）
 - ・開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑦ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- ⑧ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑨ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業PFI事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ⑩ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和5年3月下旬までに決定通知を行う。

5-3 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(5) 提案書類の取扱い

1) 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるとときは、本市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、審査後、落札者以外の提案書類は返却するものとする。

2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することをしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(6) 本市が提示する資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札書類による入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格者に必要な資格のない者が提出した入札
- ② 事業名及び入札金額のない入札
- ③ 入札参加者の記名及び押印がなく、又は判然としない入札
- ④ 事業名に誤りのある入札
- ⑤ 入札金額の記載が不明確であり、意思表示が確認できない入札
- ⑥ 入札金額を訂正した入札
- ⑦ 虚偽の記載がある入札
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札

- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札

5-4 入札予定価格

(1) 入札予定価格の算定方法

事業契約約款（案）に定めるサービス購入費 A-1、A-2、B、C、D、E-1 及び E-2 の合計金額を入札価格とすること。

(2) 入札予定価格

10,758,600,000 円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含まない。）

※入札価格が上記の入札予定価格を上回っている場合は、失格とする。

6. 事業者の選定に関する事項

6-1 事業者選定委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。なお、選定委員会は非公開で開催する。

また、落札者の決定までに選定委員会の委員に対し、本事業について、落札者の決定に關し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は、入札参加資格の取消し、又は失格とする。選定委員会の委員は、次のとおりである。

【選定委員会 委員】

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	中村 和之	富山大学副学長（経済学部教授）
委員	川崎 寧史	金沢工業大学 建築学部建築学科教授
委員	讚岐 亮	東京都立大学 都市環境学部建築学科助教
委員	今本 雅祥	富山市 副市長
委員	宮口 克志	富山市 教育長

6-2 事業者選定の手順及び方法

(1) 入札参加資格審査

参加表明書提出時に提出する入札参加資格審査資料に基づいて、入札参加資格を確認し、本市は入札参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査（プレゼンテーション等の実施）

令和5年3月中旬頃に提案の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

落札者決定基準に従い、選定委員会で提案内容を総合的に審査・評価する。

(3) 審査事項

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

入札参加資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	基礎項目に関する審査 事業計画全般の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理・解体撤去・杭撤去業務の提案に関する審査

	什器備品調達・引越業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 事業全体の提案（事業者独自の提案）に関する審査 入札価格に関する審査
--	--

(4) 審査結果

本市は、選定委員会による審査結果に基づき令和5年3月下旬頃に落札者を決定し、その審査結果を参加者に通知するとともに、本市ホームページ上で公表する。

(5) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページ上で公表する。

7. 提案に関する条件

7-1 本施設の立地に関する事項

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

敷地について、提供資料や現地確認等により、土地や土地に付着する工作物等の確認を行うとともに、敷地内に存在する青地・赤地等について公図を参照し、確認を行うこと。

① 事業予定地	富山県富山市水橋中村 24 他 ※一部、南側市道との間に存する用悪水路上への敷地乗入れのための橋掛け部分を含む。
② 敷地面積	約 5.2ha ※施設及び事業敷地内の地中に存する建築物等の基礎等、地中埋設物の全てについては、本市にて富山県から既存施設解体撤去・杭撤去工事開始までに取得予定 ※敷地については、事業の支障とならないように、建設に必要な土地所有者からの同意を得る予定
③ 地域地区等	富山高岡広域都市計画区域内市街化調整区域 (建ぺい率 60%, 容積率 200%)
④ 埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地外
⑤ 接続道路	北側：一般県道水橋停車場・水橋小路線 南側：No.29-346 市道水橋池田館中村線（幅員約 5.5m） ただし、敷地と道路の間に用悪水路を挟む。
⑥ 給水	一般県道水橋停車場・水橋小路線に上水本管（φ 150mm）あり 既存施設への上水給水はなし（既存井戸の地下水を使用していた）
⑦ 排水	i) 汚水排水：既存施設正門前道路に下水本管（φ 200mm）あり 既存施設へ接続する取付管（φ 150mm）あり ii) 雨水排水：事業予定地に面する既存排水路を経由し、二級河川川原田川へ放流
⑧ 電気	北側進入路付近の電柱より引き込み
⑨ ガス	都市ガス、集中プロパンガスの引き込み無し
⑩ 井戸	既設井戸あり
⑪ その他	浸水想定区域 浸水深 0.5m～3.0m



図 7-1 事業対象位置図（校区）

出所）富山市作成



図 7-2 統合元学校及び水橋高等学校位置図

出所）富山市作成

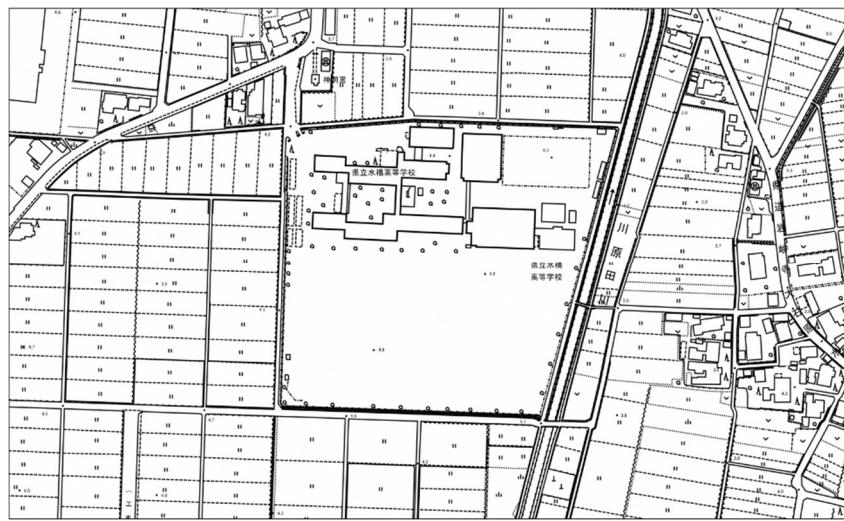


図 7-3 水橋高等学校周辺地形図

出所）富山市作成



図 7-4 水橋高等学校周辺航空写真

出所）富山市作成

7-2 本施設の構成要素

本施設の基本的な諸室構成については、以下のものが想定される。なお、施設構成、規模及び設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

整備対象施設	整備概要	その他
<ul style="list-style-type: none">・ 校舎 (屋内運動場を含む)・ プール・ 屋外運動場・ 外構 (校門、植栽、駐車場等)	<ul style="list-style-type: none">[開校時の想定学級数] (特別支援教室除く)<ul style="list-style-type: none">・ 前期課程*：16 学級・ 後期課程*：8 学級[開校時の想定児童生徒数] (特別支援教室除く)<ul style="list-style-type: none">・ 前期課程：445 人・ 後期課程：265 人[開校時の想定職員数]<ul style="list-style-type: none">・ 教職員：約 60 人（学校長 1 人を含む）[施設与件]<ul style="list-style-type: none">・ 前期課程と後期課程は建物を分離させず、一体感・連続性のある建物として整備する・ 屋内運動場は前期課程・後期課程それぞれに設けることを想定する・ プールは、前期課程の利用を想定する	<ul style="list-style-type: none">・ 駐車場：90 台程度 (教職員用 60 台、来賓用 30 台、40 人乗りのスクールバス 1 台分) を確保する・ 駐輪場：250 台程度を確保する・ スクールバスの発着スペース（40 人乗り 3 台）

*学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 49 条の 5 に則り、義務教育学校の課程は、これを前期 6 年の前期課程及び後期 3 年の後期課程に区分する。

7-3 整備にあたって配慮すべき事項

(1) 工事方法

本施設の令和 8 年 4 月開校に向け、工期縮減の観点で、事業者の提案に基づき、既存施設の解体撤去・杭撤去と本施設の建設を同時に実施することも可とする。

(2) 工事時間の制限等に関する条件

工事は、原則として日曜日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始期間中は行わないこと。なお、近隣工事や地域行事と調整し、交通安全協会や地元関係者などへ事前協議を行った上で施工計画を策定すること。

7-4 資金計画・事業収支計画に関する条件

事業契約約款（案）別紙 5 に基づく。

7-5 本市の費用負担

① 維持管理期間以降の光熱水費

※環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減を図るよう事業を実施すること。

② 本施設の電話料金等（インターネット通信費を含む）

③ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く）

7-6 本市と事業者の責任分担

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

本市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、事業契約書（案）及び別紙 1 に示す「リスク分担表」のとおりであり、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

8. 事業契約に関する事項

8-1 基本協定の締結

本市は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

8-2 事業契約の締結

落札者は、SPC として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を事業契約（仮契約）締結までに設立する。

本市は、基本協定に定めるところにより、SPC との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた事業契約（仮契約）を締結し、富山市議会の議決を経た後に事業契約（本契約）を締結する。事業者たる SPC は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

8-3 契約保証金

契約保証金については、事業契約書（案）を参照すること。

8-4 保険

事業者が最低限付すべき保険については、事業契約書（案）を参照すること。

8-5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。

9. その他

9-1 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的な措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

9-2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 前2項により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うものとする。

(3) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 前項により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うものとする。

(4) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

- ③ 前項の規定により本市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約書（案）に示す。

9-3 金融機関と本市の協議（直接協定）

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

9-4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

(2) 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

(3) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

9-5 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

■富山市ホームページアドレス

<http://www.city.toyama.toyama.jp/index.html>

9-6 議会の議決

本市は、事業契約の締結に関する議案を令和5年6月市議会定例会に提出する予定である。

別紙 1 : リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り・変更	●	
2	入札に伴う費用	入札に伴う費用に関するもの		●
3	契約締結	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
		本事業契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能	●	●
5	行政	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
6	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
7		上記以外のもの(消費税の変更を含む。)	●	
8	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等 (許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。)	●	
9		上記以外のもの		●
10	許認可 ※制度変更は法制度リスクに含む。	本市の帰責事由による許認可の未取得、取得遅延・失効	●	
11		上記以外の事由による許認可の未取得、取得遅延・失効		●
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13	共通 住民対応	上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14		本事業の実施自体に関する周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		上記以外のもの		●
16	環境問題	調査、建設、解体撤去・杭撤去、維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
17	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
18		本市の事由による第三者への賠償	●	
19		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
20	不可抗力	戦争、天災、暴動、疫病等の不可抗力による事業の中止・中止に伴う設計・建設・解体撤去・杭撤去・維持管理に係る費用の増加 その他の損害	●	▲
21	金利変動	建中金利の変動		●
22		基準金利の見直しに伴う変動	●	
23	物価変動	引渡しでの物価変動に伴う事業者の費用の増加 ※事業者の負担は一定の値までとし、一定値を超過した部分は協議の上、市の負担とする。(詳細は別途契約書等で明記予定)	●	●
24		維持管理期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減 ※事業者の負担は一定の値までとし、一定値を超過した部分は協議の上、市の負担とする。(詳細は別途契約書等で明記予定)	●	●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
25	共通	資金調達	市が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの	●
26			上記以外の資金の確保に関するもの	●
27		要求水準	事業者の実施する全ての業務における性能未達や瑕疵、不履行によるもの	●
28			上記以外のもの	●
29		インフラ供給	事業者の事由によるもの	●
30			上記以外のもの	●
31		債務不履行	本市の債務不履行による事業中断・中止	●
32			上記以外のもの	●
33			本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●
34		事業の中止	事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●
35			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●
36		支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●
37	設計・建設等期間	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	●
38			上記以外のもの	●
39		設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●
40			上記以外のもの	●
41		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●
42			上記以外のもの	●
43		土地の瑕疵	予め想定し得ない土地の瑕疵(土壤汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●
44			上記以外のもの	●
45		事業用地の確保	本施設の建設に必要な事業用地の確保	●
46		工事費用増大 (解体撤去・杭増大 撤去を含む)	提示条件の誤りや本市の追加指示、本市の事由による工事費の増大	●
47			上記以外のもの	●
48		工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●
49			上記以外のもの	●
50		計画変更	施設完成前に市が発案した軽微な変更	●
51			施設完成後に市が発案したレイアウト等の変更・改修	●
52		引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●
53			上記以外の事由	●
54		一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの	●
55		引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するもの	●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
56	維持管理費用上昇	本市の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費用の上昇	●	
57		事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理費用の上昇(物価変動は除く。)		●
58		本市の事由による事業実施条件の変更	●	
59		事業者の提案・要望による維持管理業務の変更に関するもの		●
60		本市が実施する業務に起因する施設等の損害	●	
61		事業者が実施する業務に起因する施設等の損害		●
62		児童生徒、教職員(事務員、用務員等含む)及び地域開放利用者に起因する施設等の損害	●	
63		本市が実施する業務に起因する備品等の破損	●	
64		事業者が実施する業務に起因する備品等の破損		●
65		児童生徒、教職員(事務員、用務員等含む)及び地域開放利用者に起因する備品等の破損	●	
66	施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●
67	施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
68	事業の終了手続き	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●

●は主分担、▲は従分担を表す。